

令和3年度第4回食の安心・安全意見交換会の開催結果について

令和4年3月2日
農 政 課

食の安心・安全に関する取組に府民の意見を反映させるため、府内の消費者団体を対象に食の安心・安全意見交換会を開催しており、今年度4回目となる意見交換会を開催しました。

- 1 日 時 令和4年2月9日（水）10:00～11:15
- 2 場 所 zoom ミーティング
- 3 出席者 消費者団体3団体6名
京都府（農政課、生活衛生課、水産課）5名
- 4 テーマ 令和4年度京都府食品衛生監視指導計画について
- 5 概 要

(1) 主な質疑応答

- Q. 小規模事業者への HACCP 普及について、具体的にはどのような対応を考えているか。
- A. 食品衛生協会と協力して引き続き食品衛生主任者向け講習会を年 30 回開催予定。個別対応としては、営業許可等の申請の際や相談の際に周知を行うほか、通常の立入指導等の際にも、遵守状況を確認して指導等を行っていく。
- Q. 飲食店がテイクアウトサービスをする際には、表示の義務がないと聞いているが、利用する消費者に十分に料理の説明がなされているのか。
- A. 飲食店には、調理から 2 時間以内の喫食することや温度管理に注意することなどを消費者に注意喚起するよう、保健所が指導している。また、表示に関連することとして、アレルギーに関する情報伝達も重要なので、併せて指導している。
- Q. 過去の違反事例等の情報提供を通じた予防啓発の取組などはしているか。
- A. 業界内では盲点になっていた違反事例について、当該業界内にその事例の周知を行った経過がある。現在は、許可制度の見直しにより事業者のメールアドレスが把握できるようになったことを考慮して、メール配信により各種の情報提供が行えないか検討しているところ。

(2) アンケート結果

ア アンケート平均点 3. 8 点（5 点満点）

イ 主な意見・感想

- ・ とても分かりやすく報告いただき、大変参考になった
- ・ コロナ禍で大変な状況だが、しっかりと監視指導していることが分かった
- ・ コロナ禍で体験型の実施が難しいと思うが、今後の意見交換会では、オンラインで生産現場などと意見交換ができれば良い